**契約書**

総合病院土浦協同病院（以下甲という）と○○○（以下乙という）との間で、小児在宅酸素用加湿水の取引に関し、次のとおり契約をする。

記

（品目）

1. 小児在宅酸素用加湿水の品名は薬剤注文票の通りとする。

（価格）

1. 価格は厚生労働省が定める「公定価格」とし、税抜き価格とする。

（運搬費）

1. 乙は、在宅患者訪問薬剤管理指導料に含めて小児在宅酸素用加湿水を運搬することとし、甲に運搬費の請求をしない。

（請求方法）

1. 乙は、指定の請求書を使用し、月締めで薬剤部へ毎月10日頃までに送付する。

（支払い方法）

1. 甲は乙から月末までに提出を受けた請求書に関し、各月分の請求額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。尚、振込手数料は、甲の負担とする。

（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、令和○年○月○日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の３か月前までに当事者の一方から申し出がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（契約解除）

1. 甲は、乙が反社会的勢力と判明した場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

（損害賠償義務）

1. 甲は、前項の規定により、契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

上記のことを証するため、本書を２通作成し甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

2019年○月○日

乙　院外薬局

茨城県土浦市おおつ野４丁目１番１号

甲　総合病院土浦協同病院

　　院長　酒井　義法